

自然災害による雑損控除の 資産損失と災害関連支出の適用範囲

藤 村 恵

雑損控除は、昭和 25 年に創設された被災者の生活復興に寄与する制度である。創設から 60 年が経過し、その間に我が国はいくつもの災害を経験している。しかし対象である生活に通常必要な資産は、昭和 37 年に改正されて以降、現在まで大きな変更はなく、納税者の解釈と相違している可能性がある。また自然災害が頻発する昨今、災害が発生したときには、これまでに蓄積したノウハウを生かし、早期復興に取り組むことはもちろん、防災・減災のための対策に重点を置き、納税者の生活を守ることも必要である。

本稿は、法解釈と判例検討を中心に、自然災害を基因とする資産損失と災害発生前の災害関連支出の適用範囲について考察し、現代社会における生活に通常必要な資産の要件の再構築と防災・減災対策を税制によって自助を促進し、公助を最適化することを目的に展開する。

第 1 章では、雑損控除の創設の経緯と沿革をまとめた。災害による異常損害は納税者の担税力を減殺するが、低下した担税力に即応するという趣旨から雑損控除の適用範囲は制限される。所得税法第 72 条の雑損控除は、災害等によって滅失、損壊又は消滅した住宅や家財等、生活に通常必要でない資産及び被災事業用資産を除く価値が減少した個人が所有する資産が対象である。災害による損失は、資産の毀損だけでなく、土砂の除去のような間接的な支出も納税者の担税力を低下するため、旧所得税法施行規則第 12 条の 25 で災害等に関連するやむを得ない支出も対象として規定された。

雑損控除における資産損失は、所得税法第 72 条第 1 項で災害損失と災害関連支出に大分される。さらに災害関連支出は、所得税法施行令第 206 条第 1 項で、災害により資産が滅失・損壊・資産価値が減少した場合の取壊し又は除去等原状回復のための支出、資産の損壊・価値の減少を防止する支出、被害の拡大・発生を防止するための緊急的な支出と定められる。これにより、雑損控除の損失は 4 類型に区分することができる。

第 2 章では、判例検討を行った。雑損控除が争点となる判例等は 89 件あるが、自然災害による資産の物理的被害の適用可否を争うことは少なく、詐欺・横領や求償権に係る事件が多い。雑損控除の意義による適用が検討された判例等は、18 件であった。

昭和 36 年に最高裁で争われた災難事件は、雑損控除の意義を「納税者の意思に基づかないいわば災難による損失」とであると説示し、現在にもつうじる裁判所の考え方となっている。さらに平成 23 年に大阪地裁で争われたアスベスト事件では、「納税者の意思に基づかないことが客観的に明らかな事由」と、客観性を付加し、明確性及び公平性の観点により災害の範囲は限定される。

雑損控除の対象となる生活に通常必要な資産については、自動車の適用可否が 6 件の判例等で争われている。判例等による自動車の適用要件は、自動車の使用実態により検討されており、生活に通常必要な動産の判断は、仕事での使用割合を重視する。

災害関連支出は、原状回復か資本的支出のどちらに該当するか、納税者が行った対策は緊急に必要な措置に該当するかの 2 点が主な争点となっている。災害関連支出は、新たな資産の取得に該当すれば雑損控除は適用とならず、資材や復旧場所などを災害発生前と同じに回復することが求められる。また防災・減災のための対策は、客観的に災害に遭うことが予測される切迫した状況で、脅威が過ぎた後に撤去できる

簡易な措置に適用範囲が限定される。

国家賠償請求事件から、行政の災害対策は、財政の制約がある中で優先順位をつけて対応せざるを得ないという状況があることが明白である。そのため、災害が実際に起きた場合でも、安全性に瑕疵はないという判断がされており、公助による災害対策には限界があることが分かる。納税者の自助を高め、災害に備えることが重要である。

第3章では、災害における資産損失の雑損控除の適用が柔軟であることに比べ、災害を防止するために必要な支出の適用に制限があることから、所得税法施行令第206条第1項第3号に関わる通達や文書回答により課税実務上適用とされている資産損失の範囲を具体化した。さらに米国の災害税制と雑損控除との比較考察を行った。

災害関連支出の通達等では、被害の発生を防止するために緊急に必要な措置として、雪下ろし費用が災害関連支出に認められている。雪を下さなければ家が壊れるという、災害がひっ迫した状況があるためである。一方で、桜島の火山灰は、除去しなければ家が壊れるという緊急性がないと災害関連支出は適用されていない。また適用が認められている雪下ろし費用でも、雪を解かす専用の設備を使った災害対策は、資本的支出に該当するため、災害関連支出は適用とならない。豪雪地帯の高齢化、作業人員の不足などの理由により、設備投資が行政により推進されているものの、人の手によって行われる作業のみが対象となっている。

造成宅地の災害防止工事は、平成18年に文書回答で災害関連支出の対象となることが公表された。これは、所得税法施行令第206条第1項第3号の災害により現に被害が生じ又はまさに被害が生ずるおそれがあるために行う被害の発生を防止する緊急に必要な措置に該当するからである。文書回答は、法令解釈通達などで明らかにされていない取扱いを回答するものであり、災害関連支出の適用を認めた造成宅地の災害防止工事は、防災・減災対策に対する雑損控除の新たな解釈を示したといえる。

造成宅地の災害防止工事は、被害が生じるおそれがあると認められる場合の要件を明らかにした。それは、災害リスクが専門的の知見により可視化され、行政が災害の危険性を認め、納税者が災害の危険性を客観的に評価できる状態の3要件である。判例等で雑損控除は、災害の予見性及び回避が出来ない状況であるために異常損害が生じ、担税力が減殺されることから、雑損控除が適用になるとされた。造成宅地の災害防止工事は、災害が発生前の状況が災害発生後とは異なることを表しており、災害発生前後で所得税法施行令第206条第1項第3号は適用要件が変化する。

米国の災害税制は、雑損控除と比較し災害の範囲や損失の対象が広く認められる。税の控除に当たり、納税者の被災状況に応じた損失の計算方法をセーフハーバールールによって公表し、損失の無期限繰越し制度や、災害により資産を売却した場合の譲渡益に対する控除や課税の延期など、被災者の生活復興に配慮されている。

第1章から第3章により雑損控除は、生活用資産の要件及び防災・減災のための災害関連支出に課題があることが明らかとなった。現代社会に適した災害による資産損失の適用範囲の明確化と、防災・減災に対する制度設計を行うべきである。

第4章では、雑損控除の今後の在り方として、現代社会に適合する生活に通常必要な資産及び防災・減災に係る支出の適用拡大を検討した。

自動車は、所有目的と使用の実態により該当性が判断されるが、生活に通常必要の要件を仕事とすれば、年齢で適用に差異が生じ、また自動車の所有期間に用途は流動することもある。仕事を基準に判断すれば、公平性を阻害する要因になる。また災害に遭った時、生活復興には時間がかかり、自動車の再取得にも影響がある。災害時に自動車は、雑損控除以外にもいくつかの税の措置があるが、自動車の損失の時点で雑損控除を適用することが、納税者の生活復興支援となる。

生活に通常必要な資産とは、暮らしや価値観など時代によって変容し、生活用資産の概念や資産の所有

方法も移り変わっていく。自動車だけでなく、通常必要な資産の概念を現代社会に適合させ、法条文が示す適用範囲を見直しする必要がある。

防災・減災に係る災害関連支出の適用は厳しいが、造成宅地の災害防止工事の文書回答により、行政と連携する有効性の強い災害対策は対象になることが分かった。災害が頻発する状況で、税制をつうじ防災・減災を促進させることは、社会的意義がある。

雑損控除以外の制度では、租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 により昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建物の耐震改修工事を行った場合、住宅耐震改修特別控除を認めているが、活用は進んでいない。所得税法が所得税法第 2 条第 1 項第 27 号等で、地震だけでなく様々な自然災害を想定するように、納税者の居住地によって災害リスクは異なる。中小企業防災・減災投資促進税制のスキームを応用し、納税者が地域防災計画を参考に実効性の高い災害対策を行い、その支出を災害関連支出に適用することは可能であると考ええる。

納税者が災害に遭ったとき、生活を復興させるためには、長期間の支援が必要となる。災害に遭ったときの所得税の控除は、社会保障の観点からも不可欠であるが、災害に遭う以前の防災・減災対策により自助を推し進めることも、今後の雑損控除の重要な役割である。